○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約等
第一節　運送の申込み（第三条・第五条）
第二節　運送の申込みの引受け（第六条・第十七条）
第三節　預かり（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十八条）
第五節　指図（第二十九条・第三十条）
第六節　事故（第三十九条・第三十二条）
第七節　運賃、料金等（第三十三条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十五条）
第九節　運送賠償（第四十六条・第四十八条）
第三章　積込み又は取卸し等（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（適用）

第一条　当店が、貨物自動車運送事業を行います。

2　前項の貨物の運送に関する一般貨物自動車運送約款（以下「運送約款」という。）は、この運送約款による。

3　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

4　当店は、特別貨物自動車運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の約款は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（以下「運送約款による運送契約」という。）に適用します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は公序良俗に反するものについては、その運送契約の全部又は一部を適用しないことがあります。

第二章　運送契約等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店舗に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店舗に掲示、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた貨物に応じ、貨物の運送を行います。ただし、鉄道又は航空による運送を行う事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地間距離　貨物を受け取った日を含む一日

二　発着地間距離　一日未満の端数は一日として計算します。

三　前項の規定による引渡期間の延長を行うことは、一日

2　前項の規定による引渡期間の延長を行うときは、当該期間を延長します。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号及び住所及び電話番号

二　貨物の種類及び数量

三　集荷及び配達又は発送及び到着する年月日時

四　集荷及び配達先又は発送及び到着する場所

五　運送の種類別

六　運賃、料金等（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する概算料金又は前払料金及び第六十二条第一項に規定する保険料等をいう。）、荷預証書利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　貨物の価額

八　荷受人の氏名又は商号及び住所及び電話番号

九　高価品についての価額及び内容

十　第六十一条に規定する貨物の概数又は最高量を表示するときは、その旨

十一　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十二　運送保険に付するときは、その旨

十三　特別約束があるときは、その内容

十四　本約款の内容について承諾する事項

十五　その他この貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に定めるほか、当店が荷預証書を使用する方法その他の荷預証書に関する方法（以下「荷預証書等」という。）、送状を利用する方法（以下「送状利用」という。）、運賃、料金等の支払方法その他の運送に関する方法（以下「運送等」という。）を定めているときは、当該運送等に関する事項を記載した書面を交付することにより提供します。この場合において、申込者が当該運送等に応じて運送の申込みをしたときは、当該運送等の内容を承諾したものとします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けるかどうかを決定します。

2　運送を引き受けるときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

二　運送の期間

三　集荷及び配達又は発送及び到着する年月日時

四　集荷及び配達先又は発送及び到着する場所

五　運送の種類別

六　荷預証書等を使用するときは、その旨

七　送状を使用するときは、その旨

八　荷受人の氏名又は商号及び住所及び電話番号

九　高価品についての価額及び内容

十　第六十一条に規定する貨物の概数又は最高量を表示するときは、その旨

十一　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十二　運送保険に付するときは、その旨

十三　特別約束があるときは、その内容

十四　本約款の内容について承諾する事項

十五　その他この貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に定めるほか、当店が荷預証書等を使用する方法その他の荷預証書に関する方法（以下「荷預証書等」という。）、送状を利用する方法（以下「送状利用」という。）、運賃、料金等の支払方法その他の運送に関する方法（以下「運送等」という。）を定めているときは、当該運送等に関する事項を記載した書面を交付することにより提供します。この場合において、申込者が当該運送等に応じて運送の申込みをしたときは、当該運送等の内容を承諾したものとします。

（運送の変更）

第八条　荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送区間及び運送の条件別等に応じて、運送に関する

2　前項に定めるほか、当店が荷預証書等を使用する方法その他の荷預証書に関する方法（以下「荷預証書等」という。）、送状を利用する方法（以下「送状利用」という。）、運賃、料金等の支払方法その他の運送に関する方法（以下「運送等」という。）を定めているときは、当該運送等に関する事項を記載した書面を交付することにより提供します。この場合において、申込者が当該運送等に応じて運送の申込みをしたときは、当該運送等の内容を承諾したものとします。

（運送の引受け）

第九条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号及び住所及び電話番号

二　貨物の種類及び数量

三　集荷及び配達又は発送及び到着する年月日時

四　集荷及び配達先又は発送及び到着する場所

五　運送の種類別

六　荷預証書等を使用するときは、その旨

七　送状を使用するときは、その旨

八　荷受人の氏名又は商号及び住所及び電話番号

九　高価品についての価額及び内容

十　第六十一条に規定する貨物の概数又は最高量を表示するときは、その旨

十一　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十二　運送保険に付するときは、その旨

十三　特別約束があるときは、その内容

十四　本約款の内容について承諾する事項

十五　その他この貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に定めるほか、当店が荷預証書等を使用する方法その他の荷預証書に関する方法（以下「荷預証書等」という。）、送状を利用する方法（以下「送状利用」という。）、運賃、料金等の支払方法その他の運送に関する方法（以下「運送等」という。）を定めているときは、当該運送等に関する事項を記載した書面を交付することにより提供します。この場合において、申込者が当該運送等に応じて運送の申込みをしたときは、当該運送等の内容を承諾したものとします。

（運送の申込みの撤回）

第十条　申込者は、運送の申込みを撤回しようとするときは、当店に対し、その旨を通知します。

2　当店は、前項の撤回により、運送の申込みを撤回しようとする者に対し、その旨を通知します。

3　当店は、第一項の撤回により、運送の申込みを撤回しようとする者に対し、その旨を通知します。

4　当店は、第一項の撤回により、運送の申込みを撤回しようとする者に対し、その旨を通知します。

（利用運送及び利用運送事業）

第十一条　当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送（以下「利用運送」という。）をすることがあります。

2　当店は、前項の利用運送を行うときは、あらかじめ、荷受人に対し、運賃、料金等の額を通知します。

3　当店は、前項の利用運送を行うときは、第十一条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

4　当店は、前項の規定にかかわらず、別途規程で定めた手数料を収受します。

5　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途規程で定めます。

6　第一項の通知を行ったかぎりは、利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　預かり

（預かり）

第十八条　貨物の預かりは、当店の責任において、これを行います。

2　シール、ロープ、梱包材、台車、充電人形その他の預かり用品は、運賃料金等に含まれているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取人による引渡しの請求）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された荷受人又は荷受人の指定する者から請求があるときは、運送申込書に記載された荷受人又は荷受人の指定する者に引き渡します。

（管理事業者に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをすることができます。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先たるべき同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　駅舎、倉庫業、貨物取扱所その他の場所又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十一条　当店は、貨物に関して行う運賃、料金等又は立替金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　前項の引渡しをしない貨物は、その管理に注意します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の引渡しをしないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による支払をしないときは、その貨物の処分に当たり、その代金から第一項の規定による支払を受けることができます。

4　前項の規定による処分をしたときは、その代金を第一項の規定による支払に充てます。

5　第一項の規定による支払をしないことにより生じた損害は、当店の責任を負いません。

（保管）

第二十二条　当店は、貨物の保管に関し、善良な管理者の注意をもって、その保管、運搬、荷役その他の処分に当たります。

2　当店は、貨物の保管に関し、荷受人の指図を受けます。

3　当店は、貨物の保管に関し、荷受人の権利が消滅した場合において、荷受人が貨物の引渡しを受けないときは、当店は、荷受人に対し、相当の期間を定め、その期間内に貨物の受取を催告します。

4　当店は、前項の規定による催告をしたときは、その期間内に貨物の受取がないときは、その貨物を処分します。

5　当店は、第三項の規定により貨物の引渡しをしないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による保管料を支払うことを催告します。

6　当店は、第四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

7　当店は、第五項の規定により保管料を支払うことを催告したときは、その期間内に保管料の支払がないときは、その貨物を処分します。

8　当店は、第六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

9　当店は、第七項の規定により保管料を支払うことを催告したときは、その期間内に保管料の支払がないときは、その貨物を処分します。

10　当店は、第八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

11　当店は、第九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

12　当店は、第十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

13　当店は、第十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

14　当店は、第十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

15　当店は、第十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

16　当店は、第十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

17　当店は、第十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

18　当店は、第十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

19　当店は、第十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

20　当店は、第十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

21　当店は、第十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

22　当店は、第二十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

23　当店は、第二十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

24　当店は、第二十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

25　当店は、第二十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

26　当店は、第二十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

27　当店は、第二十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

28　当店は、第二十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

29　当店は、第二十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

30　当店は、第二十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

31　当店は、第二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

32　当店は、第三十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

33　当店は、第三十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

34　当店は、第三十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

35　当店は、第三十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

36　当店は、第三十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

37　当店は、第三十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

38　当店は、第三十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

39　当店は、第三十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

40　当店は、第三十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

41　当店は、第三十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

42　当店は、第四十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

43　当店は、第四十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

44　当店は、第四十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

45　当店は、第四十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

46　当店は、第四十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

47　当店は、第四十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

48　当店は、第四十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

49　当店は、第四十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

50　当店は、第四十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

51　当店は、第四十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

52　当店は、第五十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

53　当店は、第五十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

54　当店は、第五十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

55　当店は、第五十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

56　当店は、第五十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

57　当店は、第五十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

58　当店は、第五十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

59　当店は、第五十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

60　当店は、第五十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

61　当店は、第五十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

62　当店は、第六十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

63　当店は、第六十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

64　当店は、第六十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

65　当店は、第六十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

66　当店は、第六十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

67　当店は、第六十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

68　当店は、第六十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

69　当店は、第六十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

70　当店は、第六十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

71　当店は、第六十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

72　当店は、第七十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

73　当店は、第七十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

74　当店は、第七十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

75　当店は、第七十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

76　当店は、第七十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

77　当店は、第七十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

78　当店は、第七十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

79　当店は、第七十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

80　当店は、第七十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

81　当店は、第七十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

82　当店は、第八十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

83　当店は、第八十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

84　当店は、第八十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

85　当店は、第八十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

86　当店は、第八十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

87　当店は、第八十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

88　当店は、第八十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

89　当店は、第八十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

90　当店は、第八十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

91　当店は、第八十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

92　当店は、第九十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

93　当店は、第九十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

94　当店は、第九十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

95　当店は、第九十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

96　当店は、第九十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

97　当店は、第九十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

98　当店は、第九十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

99　当店は、第九十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

100　当店は、第九十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

101　当店は、第九十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

102　当店は、第百項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

103　当店は、第百一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

104　当店は、第百二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

105　当店は、第百三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

106　当店は、第百四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

107　当店は、第百五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

108　当店は、第百六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

109　当店は、第百七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

110　当店は、第百八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

111　当店は、第百九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

112　当店は、第百十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

113　当店は、第百十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

114　当店は、第百十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

115　当店は、第百十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

116　当店は、第百十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

117　当店は、第百十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

118　当店は、第百十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

119　当店は、第百十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

120　当店は、第百十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

121　当店は、第百十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

122　当店は、第百二十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

123　当店は、第百二十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

124　当店は、第百二十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

125　当店は、第百二十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

126　当店は、第百二十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

127　当店は、第百二十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

128　当店は、第百二十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

129　当店は、第百二十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

130　当店は、第百二十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

131　当店は、第百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

132　当店は、第百三十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

133　当店は、第百三十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

134　当店は、第百三十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

135　当店は、第百三十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

136　当店は、第百三十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

137　当店は、第百三十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

138　当店は、第百三十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

139　当店は、第百三十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

140　当店は、第百三十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

141　当店は、第百三十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

142　当店は、第百四十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

143　当店は、第百四十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

144　当店は、第百四十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

145　当店は、第百四十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

146　当店は、第百四十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

147　当店は、第百四十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

148　当店は、第百四十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

149　当店は、第百四十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

150　当店は、第百四十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

151　当店は、第百四十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

152　当店は、第百五十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

153　当店は、第百五十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

154　当店は、第百五十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

155　当店は、第百五十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

156　当店は、第百五十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

157　当店は、第百五十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

158　当店は、第百五十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

159　当店は、第百五十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

160　当店は、第百五十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

161　当店は、第百五十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

162　当店は、第百六十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

163　当店は、第百六十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

164　当店は、第百六十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

165　当店は、第百六十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

166　当店は、第百六十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

167　当店は、第百六十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

168　当店は、第百六十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

169　当店は、第百六十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

170　当店は、第百六十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

171　当店は、第百六十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

172　当店は、第百七十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

173　当店は、第百七十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

174　当店は、第百七十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

175　当店は、第百七十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

176　当店は、第百七十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

177　当店は、第百七十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

178　当店は、第百七十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

179　当店は、第百七十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

180　当店は、第百七十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

181　当店は、第百七十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

182　当店は、第百八十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

183　当店は、第百八十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

184　当店は、第百八十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

185　当店は、第百八十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

186　当店は、第百八十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

187　当店は、第百八十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

188　当店は、第百八十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

189　当店は、第百八十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

190　当店は、第百八十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

191　当店は、第百八十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

192　当店は、第百九十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

193　当店は、第百九十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

194　当店は、第百九十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

195　当店は、第百九十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

196　当店は、第百九十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

197　当店は、第百九十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

198　当店は、第百九十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

199　当店は、第百九十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

200　当店は、第百九十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

201　当店は、第百九十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

202　当店は、第二百項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

203　当店は、第二百一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

204　当店は、第二百二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

205　当店は、第二百三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

206　当店は、第二百四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

207　当店は、第二百五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

208　当店は、第二百六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

209　当店は、第二百七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

210　当店は、第二百八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

211　当店は、第二百九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

212　当店は、第二百十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

213　当店は、第二百十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

214　当店は、第二百十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

215　当店は、第二百十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

216　当店は、第二百十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

217　当店は、第二百十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

218　当店は、第二百十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

219　当店は、第二百十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

220　当店は、第二百十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

221　当店は、第二百十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

222　当店は、第二百二十項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

223　当店は、第二百二十一項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

224　当店は、第二百二十二項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

225　当店は、第二百二十三項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

226　当店は、第二百二十四項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

227　当店は、第二百二十五項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

228　当店は、第二百二十六項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

229　当店は、第二百二十七項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

230　当店は、第二百二十八項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

231　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

232　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

233　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

234　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

235　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

236　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

237　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

238　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

239　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

240　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

241　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

242　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

243　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

244　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

245　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

246　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

247　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

248　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

249　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

250　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

251　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

252　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

253　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます。

254　当店は、第二百二十九項の規定による処分をしたときは、その代金から第一項の規定による保管料を支払に充てます